

AMT CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

多国籍企業外貨資金集中運営管理規定について
上海オフィス顧問 繆 媛媛/弁護士 濱本 浩平

II 中国法令アップデート

- 国務院弁公庁による融資賃貸業の発展の加速に関する指導意見
 - 国務院弁公庁による金融賃貸業の健全な発展の促進に関する指導意見
 - 福建自由貿易試験区による融資賃貸業の加速発展への支援に関する指導意見
 - 企業経営範囲登記管理規定
 - 「外商投資広告企業管理規定」の廃止に関する決定
 - 中国共産党中央委員会・国務院による国有企業改革の深化に関する指導意見
 - 「障害者就業保障金徴収使用管理弁法」の公布に関する通知
 - 国家版權局による「著作権行政処罰実施弁法(修正意見募集稿)」の公開意見募集に関する通知
 - 国家發展改革委員会による企業外債発行届出登記制度管理改革への推進に関する通知
 - 工商行政管理機關法執行監督規定
- <NEWS>
- 科学技術部・財政部・国家稅務總局によるハイテク企業認定管理業務の重点検査の状況及び処理意見に関する通知

III 台湾法令アップデート

- 会社法制
- 労働法

IV 中国万感

～上海のマラソン大会～

上海オフィス顧問 鄧 翌雲

I Lawyer's Eye

上海オフィス顧問 繆 媛媛

弁護士 濱本 浩平

多国籍企業外貨資金集中運営管理規定について

1. はじめに

中国国内外に多数の法人を持つ企業グループでは、中国国内外にわたる外貨取引の決済や中国国外で外貨建て資金の調達を効率的に行うため、中国国内のある法人(「幹事会社」と呼ばれる。)を中心とし、中国国内外のグループ会社(「メンバー企業」と呼ばれる。)による外貨取引を、全て幹事会社を通じて一本化する制度がある。これは外貨資金集中運用(中国語: 外汇资金集中运营)と呼ばれている。

2012年以降、外貨管理局によって外貨管理制度の面からこれを裏付ける規定が出されてきた。

2012年9月	北京と上海の限られた多国籍企業(内資・外資)に対して試験的に導入を認める。(匯復[2012]167号)
2014年2月	上海自由貿易試験区内に設立された法人を幹事会社とすることを条件に一般的に導入が可能に。(上海匯發[2014]26号)
2014年6月	上海自由貿易試験区外に幹事会社を置くことも可能に。(匯發[2015]23号)
2015年8月	外債限度額、元転後の使途、メンバー企業の範囲等に関する規制緩和。(匯發[2015]36号)

現行の外貨資金集中運用では、幹事会社が所在地(中国国内)の銀行において①国内外貨資金主口座と②国際外貨資金主口座を開設し(いずれかのみ開設する場合もある。)、中国国内外のメンバー企業の外貨取引を当該口座に集中することが行われる。①国内外貨資金主口座ではオンショアでの外貨取引の集中が、②国際外貨資金主口座ではオフショアでの外貨取引の集中がなされることになる。なお①国内外貨資金主口座と②国際外貨資金主口座との間の資金の振替には限度額が設定されている。

本稿では、本年8月に行われた外貨資金集中運用制度の改正を紹介する。

2. 主要な改正点

2015年8月改正で重要な改正点は以下の3点と思われる。

- (1) 外債比率の自律的管理
- (2) 外債で調達した資金使途の規制緩和
- (3) メンバー企業の範囲の拡大

(1) 外債比率の自律的管理

外貨資金集中運用を通じて外債資金を調達する場合の限度額は、従前、以下の算式で計算するとされていた。

算式：国内メンバー企業の外債限度額の合計－国内メンバー企業の中長期外債の累積発生額
－国内メンバー企業の短期外債の残高－国内メンバー企業が留保している外債限度額

これは、外貨管理局の「外債登記管理弁法」が外債限度額について採用している「投注差」の概念を援用したものである。ただ「投注差」という概念は本来は外商投資企業に当てはまるもので内資企業には適用されない概念であったため¹、内資企業(外商投資企業の再投資によって設立された企業も含む。)が外貨資金集中運用を行う場合に、同制度を通じた外債の調達が可能であるかは明らかではなく、実務上も同制度を利用した外債の調達は行うことはできなかった。

以上の様な内資企業と外資企業の取扱いの不統一について、今回の改正では、メンバー企業の純資産額の合計を用いた外債借入限度額の計算方法を採用することで解決がなされ、内資企業による本制度を通じた借入が行えるようになった。改正後は、外貨資金集中運用を行う企業グループが以下の 2 つの算式をいずれも満たす範囲内で外債の調達を行うことができるとされている。

算式 1：企業グループの外債総額 ≤ 純資産合計 × 2 × レバレッジ比率 × マクロプルーデンス比率³

算式 2：資産負債比率 ≤ 75%

(2) 外債で調達した資金使途の規制緩和

これまで内資の多国籍企業が外貨資金集中運用を用いて外債を借りられるかについては明文の規定がなく、また外資の多国籍企業が調達した外債には、人民元転後の資金について厳格な用途制限が置かれていた。すなわち、外債の人民元転後の資金は①経営範囲及び外債で指定された用途以外の支出、②証券又はデリバティブ商品への投資、③人民元建て貸付、企業間借入の返済及び委託ローンの返済、④自家用以外の不動産の購入に関する費用の支出に用いてはならないとされていた。以上について、今回の改正では、①以外の制限が削除された。これによって外債で調達した資金を人民元転後に借入の返済やエクイティ投資等に用いることができることとなった。

(3) メンバー企業の範囲の拡大

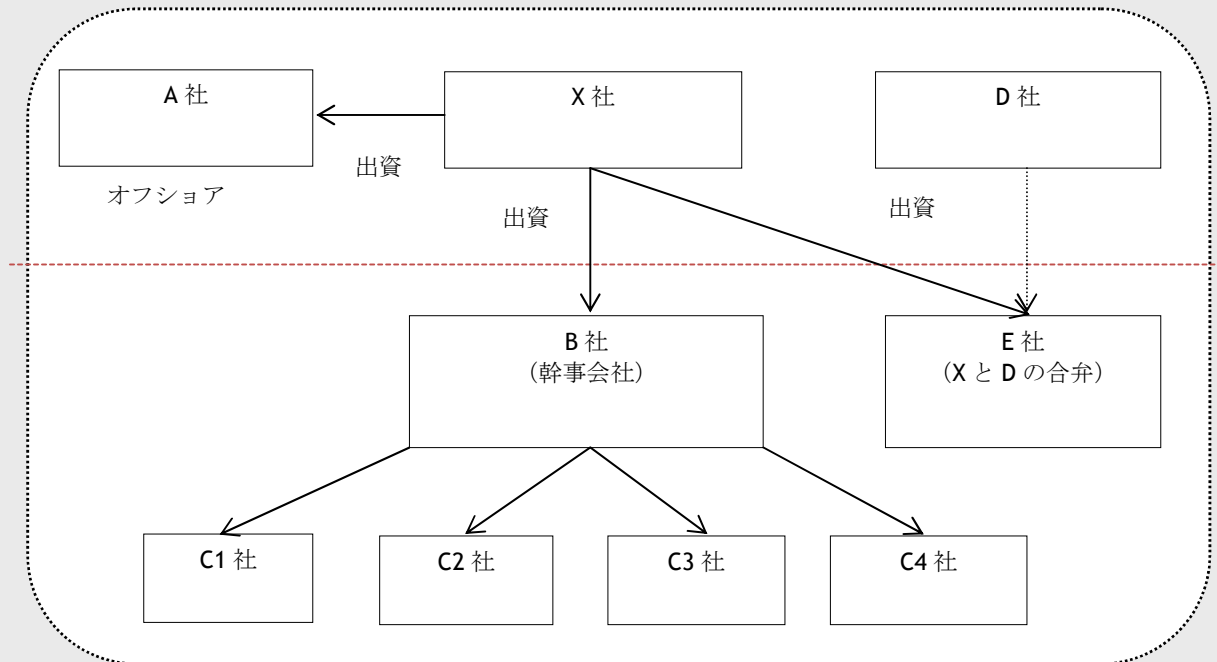
従前、幹事会社の直接又は間接の出資先のみをメンバー企業とすることができていたところを、今回の改正によって幹事会社の兄弟会社をメンバー企業とすることが認められるに至った。

下図で言うと、従前は B 社が幹事会社である場合は C1 社から C4 社のみがメンバー企業となることが可能であったが、改正後は X 社を頂点とする企業グループ全体が(つまり、X 社、A 社及び E 社も)メンバー企業となることができるようになった。

¹ 内資企業については中長期外債の借入は国家発展改革委員会の認可、短期外債については限度額の認定を国家外貨管理局において受ける形で行われる(外債管理暫定弁法 15 条、16 条)。

² 原則として企業グループの前年度の監査済み連結純資産額。

³ レバレッジ比率とマクロプルーデンス比率は現状は 1 とされているが、将来、外貨管理局によって調整が行われる可能性がある。



3. まとめ

外貨資金集中運用については、引き続き利用要件(前年度の国際収支規模 1 億米ドル超)の制限は緩和されていないため利用のためのハードルは高いものの、今回の改正により従前の制度に比べて外債限度額の計算方法、人民元転後の資金使途、メンバー企業の範囲といった面での自由度は高まっており、要件を満たす企業グループにとっては利用を検討する余地があると思われる。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

北京オフィス顧問 李 彬

弁護士 濱本 浩平

上海オフィス顧問 繆 媛媛

弁護士 横井 傑

上海オフィス顧問 鄧 翌雲

弁護士 唐沢 晃平

最新中国法令の解説

<ファイナンスリース>

① 国務院弁公庁による融資賃貸業の発展の加速に関する指導意見

② 国務院弁公庁による金融賃貸業の健全な発展の促進に関する指導意見

[ポイント] 国務院弁公庁は、融資賃貸業及び金融賃貸業(※)の発展の促進に関して、立て続けに二つの指導意見を発表し、中国におけるファイナンスリース業の普及と浸透が現状において不十分であるとの見方を示すとともに、中央政府としてファイナンスリース業の発展を促進するという姿勢を明らかにした。

①の「融資賃貸業の発展加速に関する指導意見」では、監督管理体制の最適化、法律法規の健全化、業界発展のための環境整備等を通して、融資金業の発展を促進する必要があるとしている。また、2020年までに国際的競争力を有するリーディングカンパニーを育て、中国の融資賃貸業の市場規模と競争力を先進国の水準にまで引き上げることなどを目標に掲げている。

②の「金融賃貸業の健全な発展の促進に関する指導意見」では、金融賃貸業の発展促進のための環境の改善等に関して、今後の政策の方向性が示されている。基本的な路線は①の指導意見と同様である。

本両意見はいずれも抽象的なものであり、これに続く形でより詳細な実施細則等が作成されることが見込まれるため、引き続き動向に注目が必要である。

(※ いずれも日本語では「ファイナンスリース」であり、総称して「融資賃貸(融资租赁)」と呼ばれることもあるが、中国においては歴史的な経緯から、地方政府に監督管理される一般的事業会社としての「融資賃貸業者」と、中央政府(銀監会)に監督管理される金融機関としての「金融賃貸業者」とが区別されている。銀監会は両者の関係について、「小口ローン会社」と「商業銀行」の関係に近いと表現している。)

① 2015年8月31日付、9月7日発表(国弁発[2015]68号)

② 2015年9月1日付、9月8日発表(国弁発[2015]69号)

[原文] ① [国务院办公厅关于加快融资租赁业发展的指导意见](#)

② [国务院办公厅关于促进金融租赁行业健康发展的指导意见](#)

<ファイナンスリース>

福建自由貿易試験区による融資賃貸業の加速発展への支援に関する指導意見

[ポイント] 本意見は、中国(福建)自由貿易試験区(福建自貿区)におけるファイナンスリース業の発展促進のため、福建自貿区内の福州地区、厦門地区、平潭総合実験区の各地区を主管する政府組織は、それぞれ自貿区内のファイナンスリース業者に対する補助・奨励措置を制定し、福建省政府に届け出るべきこととしている。補助・奨励措置の内容としては、新規参入に対する補助金(最大500万元)、経営拠点の賃借費用の一部負担、経営実績に応じた奨励金(契約金額の3~10%)、福建自貿区の人材引き入れ計画の基準を満たす高級人員を引き入れた企業に

対する給費(最大 200 万元)といった金銭的補助や、ファイナンスリース業者の資金調達にかかる支援や規制緩和等などが想定されている。

本指導意見は、上記の「国務院弁公庁による融資賃貸業の発展加速に関する指導意見」及び「国務院弁公庁による金融賃貸業の健全な発展促進に関する指導意見」の方針に沿うものといえる。

2015 年 9 月 4 日付、9 月 8 日発表(閩政弁[2015]123 号)

[原文] [关于支持福建自贸试验区融资租赁业加快发展的指导意见](#)

<企業登記>

企業経営範囲登記管理規定

[ポイント] 中国では、企業は登記機関において登記された経営範囲において経営活動を行うものとされている。本規定は登記機関である国家工商行政管理総局が経営範囲の登記管理作業につき定める現行法(2004 年 6 月 14 日公布版)を修正するものである。具体的には、国家統計局が公表する「国民経済業界分類」から自ら選択して登記申請するものとし、同分類に規定がない場合には政策文書や専門文献等を参考資料として提出できること等が規定されている。

2015 年 8 月 27 日公布、10 月 1 日施行(国家工商行政管理総局令第 76 号)

[原文] [企业经营范围登记管理规定](#)

<外商投資広告企業>

「外商投資広告企業管理規定」の廃止に関する決定

[ポイント] 外国企業が中国で広告企業を設立する場合、これまで「外商投資広告企業管理規定」(国家工商行政管理総局・商務部令第 35 号)に基づいて国家工商行政管理総局によるプロジェクト審査決定を経なければならず、同規定では投資家の資格要件(経営期間等)も定められていた。国家工商行政管理総局が同規定の廃止を決定したことにより、通常の外商投資企業の設立手続と同様に広告企業の設立を行うことが可能となり、投資家の資格要件も不要となった。

2015 年 6 月 29 日公布、同日施行(国家工商行政管理総局令第 75 号)

[原文] [关于废止《外商投资广告企业管理规定》的决定](#)

<国有企業改革>

中国共産党中央委員会・国務院による国有企業改革の深化に関する指導意見

[ポイント] 中国では、国有企業の不効率・不透明な経営が経済の足かせとなっていると言われていた。本指導意見は、国有企業の再編加速や上場促進などの習近平政権としての行為指針と位置付けられるものである。具体的には、国有企業同士の合併等の再編に関する許認可を簡素化するほか、国有企業のグループ全体としての上場を促進する等の計画が規定されている。

2015 年 9 月 13 日公表

[原文] [中共中央、国务院关于深化国有企业改革的指导意见](#)

<障害者雇用促進>

「障害者就業保障金徴収使用管理弁法」の公布に関する通知

[ポイント] 本弁法は、「障害者保障法」、「障害者就業条例」に基づくもので、全従業員に対する障害者の就業割合が 1.5%を下回る企業から障害者就業保障金の徴収を規定するものである。設立から 3 年以内の未達成企業、従業員総数 20 人以下の中小企業は同保障金の徴収は免除される。

2015 年 9 月 9 日公布、2015 年 10 月 1 日施行(財税[2015]72 号)

[原文] [关于印发《残疾人就业保障金征收使用管理办法》的通知](#)

<知的財産>

国家版權局による「著作権行政処罰実施弁法(修正意見募集稿)」の公開意見募集に関する通知

[ポイント] 本意見募集稿は、2009年に改正された著作権行政処罰実施弁法を改正するもので、近年の著作権法等の改正に平仄を合わせたものである。インターネットサービスプロバイダに対する行政処罰等近年のIT化の世情に合わせた改正規定が置かれている。

(意見募集期間:2015年9月8日~2015年9月30日)(国家版權局)

[原文] [国家版权局关于《著作权行政处罚实施办法\(修订征求意见稿\)》公开征求意见的通知](#)

<オフショアでの債券発行>

国家發展改革委員会による企業外債発行届出登記制度管理改革への推進に関する通知

[ポイント] 本年5月の国務院による決定(国発[2015]27号)を受けて、中国企業による中国国外での債券発行をこれまでの認可制を届出制(ただし事前届出)とする制度改正である。今回の改正後、発行体は発行に先立ち債券の概要を記載した申請書を国家發展改革委員会(NDRC)へ届け出て、NDRCは5営業日以内に受理の決定を、受理から7営業日以内に「届出登記証明」を発行するとされた。手続の簡素化により中国企業によるオフショア市場での債券発行の増加が期待される。

2015年9月14日公布、同日施行(発改外資[2015]2044号)

[原文] [国家发展改革委关于推进企业发行外债备案登记制管理改革的通知](#)

<工商行政管理機関の法執行監督規定>

工商行政管理機関法執行監督規定

[ポイント] 本規定は、上級の工商行政管理機関による下級工商行政管理機関に対する法執行上の監督について規定するものである。具体的には、工商行政管理法律・法規等の執行状況、規範性書類の制定行為の合法性、行政処罰・許可等の行政行為の合法性の評議・審査等の作業が規定されている。本規定の施行により、1999年に公布された「工商行政管理機関法執行監督暫定規定」は廃止される。

2015年9月15日公布、2015年12月1日施行(国家工商行政管理総局令第78号)

[原文] [工商行政管理机关执法监督规定](#)

<NEWS>

ハイテク企業管理業務にかかる重点検査により42企業が資格取消し

「科学技術部・財政部・国家税務総局によるハイテク企業認定管理業務の重点検査の状況及び処理意見に関する通知」によれば、2014年3月から5月までの間に北京市をはじめとした8省で重点監査が実施され、申告に虚偽があった企業等、既に資格条件に合致しない企業等の42企業が資格取消しとなった。

◆【[上海自由貿易試験区関連法令一覧](#)】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕

台湾弁護士 吳 曉青

最新台湾法令の解説

<会社法制>

「閉鎖型株式会社制度」の正式施行

[ポイント]今年7月の会社法改正により導入された閉鎖型株式会社制度は、9月3日付の行政院通達により2015年9月4日から施行された。また、閉鎖型株式会社の発起人の出資方法につき、会社法では、現金のほか、会社の事業に必要な財産、技術、労務または信用をもって行うことができるとされており、労務・信用出資の株式数は、発行済株式総数の一定割合を超えてはならないと定められている。経済部の通達によれば、当該一定割合につき、①払込資本金が3,000万台湾ドルを超えない会社の場合は発行済株式総数の2分の1、②払込資本金が3,000万台湾ドル以上である会社の場合は発行済株式総数の4分の1とされている。

(2015年9月4日より施行)

[原文][行政院院台經字第1040047867号、經濟部公告經商字第10402423740号](#)

<労働法>

労使間離職後競業禁止条項の締結に関する参考原則

[ポイント]本参考原則は、労働部が労使間での競業禁止条項の締結につき、労働者の労働権及び就業の自由と使用者の利益保護のバランスを図るために、同条項の締結要件を規定するとともに、競業禁止義務を負う期間、地域、職務内容等は明確に規定し、合理的な範囲を超えてはならないこと(たとえば、競業禁止期間は最長2年を超えてはならない)等を規定するものである。また、労働者が競業禁止条項により受ける不利益に対して、使用者は合理的な補償を行わなければならないとされており、毎月の補償額は、労働者の離職時の平均賃金の50%を下回ってはならない。競業禁止条項が本参考原則に反すると、当該条項が公平性に欠け、失効すると認定されるため、使用者として留意が必要である。

(2015年10月5日より公布、同日施行)

[原文][労資雙方簽訂離職後競業禁止條款參考原則](#)



中国万感



【上海のマラソン大会】

上海オフィス顧問 鄧 翌雲

近年の運動ブームの波に乗って、スポーツ大国の中国では、マラソン大会が各大都市で毎年行われる。上海は国際レベルの競技大会を主催するのに十分な実績が有り、「スポーツの秋」の到来に伴って、各種スポーツ大会が次々と開催される。マラソン大会も当然行われる。

マラソン大会の申込みは、通常個人又は団体で行う。「国民のマラソン大会」という趣旨のもと、より多くの人々にマラソンを楽しんでもらうため、申込みは極めて簡単であり、老若男女、国民全員が参加できるようになっている。スポーツ大会は、若者達の心をつかむだけでなく、多くの中高年齢者も惹きつける。スポーツ大会に参加する中高年齢者の成績は、往々にして若者達より良く、その実力はあなどれない。

エントリーは、通常先着順である。また、応募者の健康状態をチェックするために、大会主催者側から応募者に対し健康診断の受診や健康証明書の提供が求められる。無事審査に合格した応募者は、参加者として主催者側が用意したウェアを受け取り、大会当日を迎えることになる。

近年では、主催者側は、さらに多くの参加者を呼び込もうと、目的が異なるマラソン大会を主催している。上海で行われるマラソン大会は、目的別に主に以下の3つ分けられる。

(1) シティマラソン

主な大会：上海国際マラソン、JP モルガンコーポレートマラソン

シティマラソンは、最もよく見られるマラソンの形態であり、都市の道路を一時的に閉鎖して行う。この大会の利点は、駆け抜ける町の風景を楽しむことができ、また、コース周辺の人々から大きな声援を受けることができるところにある。最も歴史のあるマラソンの形態である。

(2) 垂直マラソン

主な大会：東方明珠クライミング、SWFC スカイマラソン、SHKP パーティカルラン

上海は多くの高層ビルが立ち並んでいるが、近年、その高さを利用して階段を駆け上がるといった競技が多く展開されるようになった。その形態が斬新なのはもちろん、観光事業にも良い影響を与えている。垂直マラソンの利点は、必死に頑張っ山を登って、やっと頂上に辿り着いたような達成感にある。今日では、技術発展のおかげで、エレベーターに乗れば、あっという間に何百メートルといった高さに到達することができるが、自らの足で一歩一歩頂上まで登れば、ビルの最上階から見下ろす景色も格別だろう。

(3) ユニークな趣向のマラソン

主な大会：カラーラン、Shanghai Coordinates City Orienteering Challenge(上海坐標城市定向挑戰賽)

この形態のマラソンは、主催者側がマラソンに遊び心を加えて面白みを出したものである。カラーランは、競走中にお互いにカラー粉末を投げ合うといった遊びを含んでいる。大半の参加者は、ゴールの際にはカラー粉末によって体全体がカラフルになっている。見る側としても大変おもしろいものである。Shanghai Coordinates City Orienteering Challengeは、応募者がチームとして参加し、各コースのチェックポイントを辿りながら、与えられた任務を可能な限り短時間で完了させるというものである。

上海には各種マラソン大会があるので、チームで参加して仲間達と苦しみ楽しみを分かち合うのもよし、個人で参加して新たな人達との出会いを期待するのもよし、健康増進のためにもよし、自分の限界に挑戦するのもよし。結果如何に関わらず、ゴールまでの過程を楽しむことができるはず。さあ、あなたも参加しよう！

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませよう、お願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟	唐沢 晃平
楽 楽	李 彬	繆 媛媛
屠 錦寧	安 然	鄧 翌雲
呉 曉青		

CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

東京オフィス

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>

名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
名古屋三井ビルディング新館13階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

北京オフィス(日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処)

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵便番号100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

上海オフィス(日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処)

中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心40階
郵便番号200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

シンガポールオフィス(Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza
Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com

ホーチミンオフィス(HCMC Office)

Kumho Asiana Plaza Saigon, Suite 609A
39 Le Duan Street, District 1
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84-8-3822-0724(代表)
Email: vietnam@amt-law.com

ジャカルタデスク

(ルースディオノ・パートナーズ(Roosdiono & Partners)法律事務所内)

The Energy 32nd Floor, SCBD Lot 11A
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190, Indonesia
Tel: +62-21-2978-3888(代表)
Email: jakarta@amt-law.com